

第55回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の開催報告

平成31年3月14日(木)に「第55回河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)」が開催されました。前回に引き続き「野洲川改修記念公園」について審議が行われ、「審査表」及び「意見書(案)」についてそれぞれ内容が確定されました。

意見書については平成31年3月18日付けで市木委員長より琵琶湖河川事務所長宛に提出されました。(内容は次頁以降でご紹介します)

- 開催日時 : 平成31年3月14日(木) 9:00 ~ 10:55
- 場 所 : ウォーターステーション琵琶 1階会議室
- 参 加 者 : 委員5名、河川管理者4名、事務局4名 傍聴4名



第55回委員会審議

議事次第

1. 開会

2. 議事

1) 第54回委員会活動の整理事項

2) 野洲川改修記念公園の更新申請に係る審議

(1) 審査表について

(2) 意見書(案)について

3) 今後の委員会審査の試行(案)について

4) 委員会の今後のスケジュールについて

3. その他

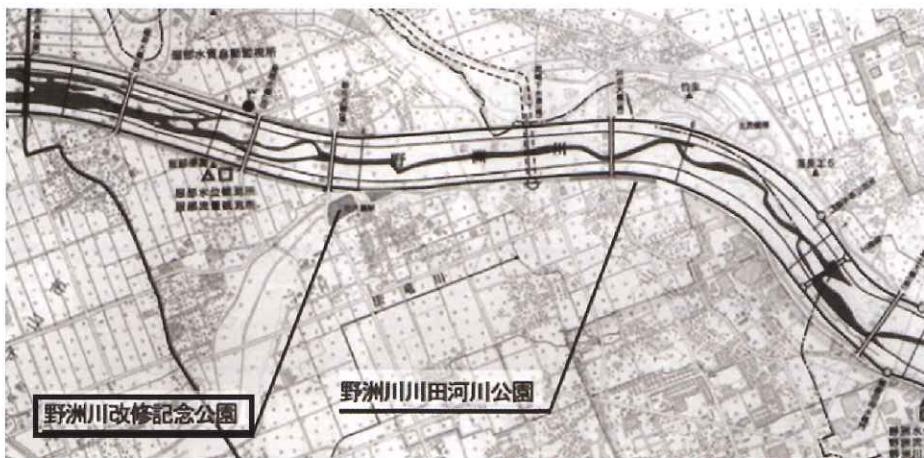
4. 一般傍聴者からの意見聴取

5. 閉会

配布資料

- ・議事次第
- ・資料-1 第54回河川保全利用委員会
議事骨子整理表
- ・資料-2 第54回河川保全利用委員会
審議事項の整理表
- ・資料-3 審査表
- ・資料-4 意見書(案)
- ・資料-4-1 意見書(参考)
- ・資料-5 今後の委員会審査の試行(案)について
- ・資料-6 審議対象となる野洲川占用施設一覧
- ・参考資料 河川敷占用許可申請・審査の手引き(改正案)

■野洲川改修記念公園 位置図



来年度以降の河川保全利用委員会の審査について

河川保全利用委員会は淀川水系河川整備計画に基づき設置されている諮問機関ですが、近年の水害状況や社会情勢及び予算状況の変化に対応するため審査方法を見直すことが了承されました。具体的には河川公園の防災機能としての役割や治水及び河川管理に資する高水敷利用の観点を追加することとなります。この見直しに伴って「河川敷占用許可申請・審査の手引き」の改正などが必要となることから、見直しの実行性を見極めるために1年間(もしくは2年間)の試行を行って検討することとされました。

平成31年 3月18日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 水草 浩一様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 市木 敦之



占用許可申請に対する意見書
(守山市 野洲川改修記念公園)

平成30年9月19日付け国近整琵占調第23号にて意見照会
のありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申い
たします。

占用許可申請の概要

名 称	野洲川改修記念公園
場 所	守山市笠原町地先 (左岸 3.8km付近)
主 な 施 設	ゲートボール場、サッカー場、グラウンドゴルフ場、駐車場
申 請 者	守山市
占 用 面 積	23,097.01m ²

記

1. 委員会としての判断・要望

野洲川改修記念公園は、旧野洲川南流における締切箇所の堤防を安定させ、また、非常用土砂等を備蓄する目的で、堤防の裏側に盛土により整備された野洲川南流側帶上に設置されたものである。

主な施設としては、昭和63年にゲートボール場、平成8年にサッカー場、平成9年にグラウンドゴルフ場が整備され、自然とのふれあいとスポーツの普及を図る運動施設として利用されているとともに、野洲川改修事業や野洲川の水害の歴史を紹介・学習する場としても利用されている。また、前々回意見書（平成21年3月31日付け）の要望事項を受け、駐輪場・駐車場の敷地が確保された。加えてゲートボール場を多目的広場へ変更することが検討されている。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び河川敷利用の基本方針に則り、スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきだと考えているが、当該施設は当委員会が望ましい利用形態として掲げている「治水・利水のあり方を理解するための利用」に合致する利用がなされていること、河川の自然環境に与える影響が少なく、生物の生息・生育環境の連続性を分断する恐れが少ないと、多くの利用者があり広域的な利用者交流も図られていることなどから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は妥当であると判断する。

【占用許可の更新に関する要望事項】

前回意見書（平成26年2月5日付け）で要望した事項について、当委員会へ報告された検討内容に沿って、次のとおり実施に向けて引き続き検討されることを要望する。

- ① ゲートボール場を多目的広場へと変更する検討にあたっては、縁石ブロックの撤去を考慮すること。また、当該整備予定の多目的広場を利用し、駐車場の利便性の向上を図ること。
- ② 野洲川地域安全協議会での取組方針等に基づいた検討を進め、環境・防災教育の活動等にも活用すること。

2. 検討の経緯

平成30年 9月19日	諮問文書の受理
平成31年 1月29日	第54回委員会 ・施設の現地調査 ・河川管理者による占用許可申請説明書の説明 ・委員による更新申請に係る審議
平成31年 3月14日	第55回委員会 ・委員による更新申請に係る審議 ・委員による意見書（案）の審議

3. これまでに提出した意見書

- 平成19年 1月18日付け意見書
平成21年 3月31日付け意見書
平成26年 2月 5日付け意見書

以上

【トピックス】

～ご存知ですか？（その1）野洲川放水路通水からまもなく40周年を迎えます～

- 野洲川はもともと旧野洲町竹生あたりから南流と北流に分かれており、古来より「近江太郎」と呼ばれるほどの大暴れ川として有名でした。そのため1971年（昭和46年）から野洲川改修事業が当時の建設省により開始され、1979年（昭和54年）6月2日に野洲川放水路通水式が行われました。この日を境に野洲川は人々に安心と憩いをもたらす川に生まれ変わりました。
- 今年2019年は野洲川放水路が通水して40周年を迎えます。この節目に野洲川へと足を運び、野洲川の歴史に思いを馳せるとともに、野洲川を身近に感じてみてはいかがでしょうか。



野洲川放水路事業看板（野洲川改修記念公園内）

～ご存知ですか？（その2）野洲川落差工は立入禁止です～

- 南流と北流が分かれていた場所付近に設置された野洲川落差工では子どもの水難事故が発生しています。
- 落差工はもともとの野洲川と野洲川放水路との高低差を解消するために設けられた施設で、落差工上部から水面までの高さは約3.5mあります。落差工直下流では急激に水深が深くなることがあること、川底は緩い土砂堆積であるため足を取られて深みにはまりやすいうこと、循環流が生じやすく一度深みにはまるとき浮上することが難しいことから事故が発生するものと考えられます。
- このようなことから、国土交通省琵琶湖河川事務所では落差工は立入禁止であることを野洲川沿川市の学校園を通じて子どもたち及び保護者へ周知・啓発するとともに、立入者には退去を求めるなどの安全対策を実施しています。
- 川は楽しいところですが危険なところもあります。ルールを守って、安全に野洲川を楽しみましょう。



落差工での危険利用例（飛び込み）



啓発ポスター

今後の委員会開催予定

○ 第56回委員会

開催日時及び場所は未定のため、決定しましたら琵琶湖河川事務所ホームページにてご案内いたします。

■ 主な審議内容

「野洲川立入河川公園」（守山市）、「野洲川運動公園」（栗東市）、「野洲川河川公園」（野洲市）に係る審議

※審議内容については進行の都合上、変更となる場合があります。